

Title	北九州市における PCB 廃棄物処理に関する取り組み
Author(s)	垣迫, 裕俊; 谷上, 昇; 柴田, 泰平; 津村, 和規
Citation	年次学術大会講演要旨集, 17: 368-371
Issue Date	2002-10-24
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6735
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

垣迫裕俊，谷上 昇，柴田泰平，○津村和規（北九州市環境局）

1 PCB問題の経緯

PCBは、かつてトランスやコンデンサの絶縁油などに使用されてきたが、昭和43年に起きたカネミ油症事件を契機として、昭和47年、製造及び使用が禁止され、保有者に対する保管が義務付けられた。

しかしながら、紛失や漏洩などによる環境汚染の問題が徐々に深刻になってきており、PCBを使用しないカナダのイヌイット族の母乳から高濃度のPCBが検出されるなど、汚染は地球規模で広がっている。

PCBに関する主な経緯

年	出来事
1881(明治14)	ドイツでPCBが初めて合成される
1954(昭和29)	国内で製造開始(鐘淵化学工業)
1968(昭和43)	カネミ油症事件発生
1972(昭和47)	行政指導により製造中止、回収の指示、保管の義務
1974(昭和49)	化学物質の審査及び製造の規制に関する法律(化審法)制定により、翌年以降、PCBの製造、輸入、使用の原則禁止
1987～1989 (昭和62～平成2)	鐘淵化学工業(株)高砂事業所において、液状廃PCB(5,500トン)の高温焼却処理を実施
1993(平成5)	厚生省がPCB使用機器保管状況調査結果を公表
1998(平成10)	廃掃法の省令改正(PCB廃棄物の処理基準設定) 脱塩素化分解、超臨界水酸化分解による処理の認定
2001(平成13)	「PCB特措法」の成立・施行

これまで我が国では、PCBの製造者である鐘淵化学工業(株)高砂工業所において、5,500トンを焼却処理した実績がある。その他にも、全国39箇所焼却処理施設の設置が計画されたが、最終的に地域の理解が得られず、いずれも建設には至らなかった。

ところが、近年、化学分解による処理方法の開発が進み、自社処理施設を設置する企業が見受けられるようになった。

また、先進国では、焼却又は化

学分解による着実な処理が進んでおり、さらに、環境中での残留性・生体濃縮性・毒性が強く、地球規模での拡散が危惧される有害物質への国際的な取り組みについて決めたPOPs条約では、世界中に存在するPCBを2028年までに処理することがうたわれている。

こうした状況を踏まえ、国は、PCB特措法をはじめとした法整備を行い、環境事業団を事業主体として、我が国のPCBを一掃する方針を固めた。

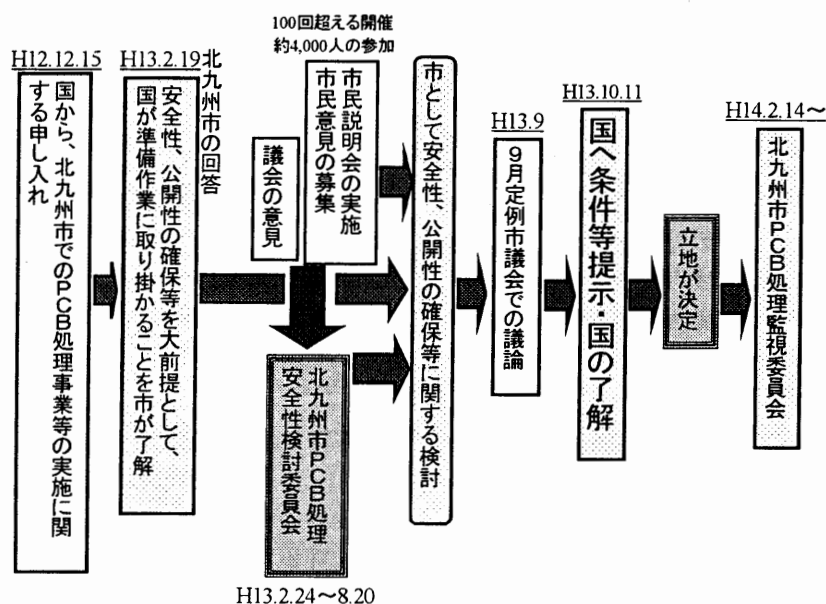
2 本市の取り組み

(1) 受け入れまでの経緯

平成12年12月、厚生省（現環境省）から本市に対し、西日本17県域にあるPCBを対象とした、処理施設の立地要請があった。これも、本市の技術の蓄積や、エコタウン事業などへの取り組みが評価されてのことだと考えている。

要請を受けた時点では、本市の技術力やインフラなどを活かし、貢献できるのであれば役割を果たしたいと考えた。しかし、我が国初の広域的な一貫処理であり、安全性の確保が最優先であるとともに、市民の意見も総合的に考慮して、受け入れの可否を慎重に決定する必要があると判断し、そのための検討に着手した。

まず、昨年２月、我が国有数の専門家８名で構成する「北九州市ＰＣＢ処理安全性検討委員会」を設置した。当委員会では、約半年間、ＰＣＢ処理についての安全性確保の方策やリスクコミュ



北九州市におけるPCB処理事業受入れにかかる検討の経緯

ニケーションのあり方などについて幅広く検討され、同年８月に報告をいただいた。

一方、これと並行して、ＰＣＢ処理に関する市民の理解を得るため、『いつでも、どこでも、誰にでも』の方針のもと、積極的に市民説明会を実施した（説明会は現在も継続中。本年８月末現在で、約１３０回開催、延べ約４，３００人が参加）。また、専門家の委員には、市民との意見交換会を開催して頂いた。

こうした活動を通じ、住民の反対の声が全くなかったわけではないが、徐々に理解が得られたと感じるようになった。

その後、市議会で十分議論をいただき、環境大臣との協議を経て、昨年１０月にＰＣＢ処理施設の受け入れが正式に決定した。

（２）現在の状況

現在、事業主体である環境事業団により、設計作業及び法手続きが進めれているところである。今後は、今年度末に工事に着手し、平成１６年１２月に操業を開始する予定である。

また、処理施設における安全性確保と並んで、収集運搬における安全性確保は、ＰＣＢ処理事業全般の中でも大きな課題である。

現在、国において、収集運搬に係る安全性確保策についての検討が行われており、最終的にこの検討結果が、全国レベルでのガイドラインとしてまとめられる予定である。

本市では、これと並行して福岡県主導の下、北九州事業における収集運搬に係るルールを確立するため、処理対象エリアである西日本１７県との間で協議の場を設け、各県における処理の順番、輸送手段（モード）、ルート等についての検討を行っている。

さらに、北九州市内分のＰＣＢ廃棄物は最も早く処理が始まることから、昨年度、本市における保管台数の集計作業を終え、今後、これを基に個別・具体的な収集運搬計画を策定する予定である。

（３）情報公開及びリスクコミュニケーション

施設立地までの一連の取り組みにおけるキーワードは、『リスクコミュニケーション』と『情報公開』である。

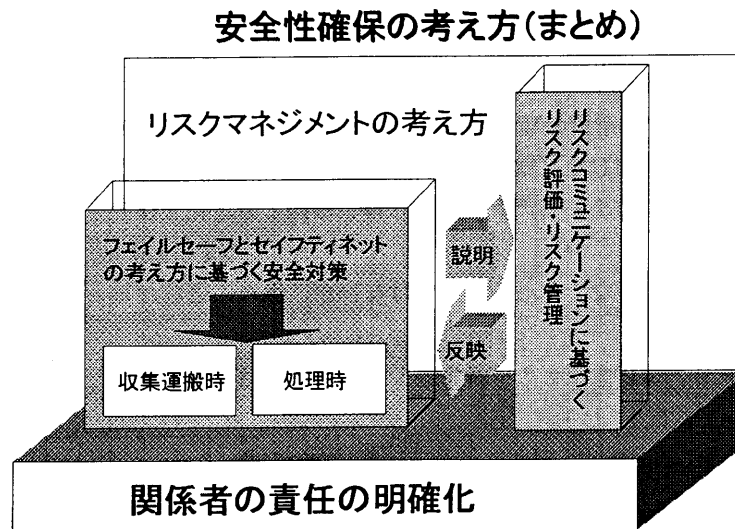
この種の事業で行政にありがちなのは、「絶対に安全だから大丈夫」と市民を説得し、必要以上に情報は出さないという手法かもしれないが、今回はこれを厳禁とした。実際、市民は、ＪＣＯなどのさまざまな事故事例を承知しているとともに、専門分野もよく勉強しており、説得型の一方向的な市民対応では、耐えられるものではなかった。

しかしながら、取り組みの当初から自信を持ってこの方針で臨んだわけではなく、安全性検討委員会の先生からのアドバイスや、市民説明の現場を経験する中で、その思いは確たるものになってきた。行政が『絶対事故がない』とは言えません」と口にするのは勇気があるが、実は誰もが、ヒューマンエラー、機器の劣化、天災などによる事故は何処にでもありえるということを分かっており、今回、

そのことをきちんと伝えることが、市民理解への近道であると実感した。

そこで登場するのが、フェイルセーフとセーフティネットという概念であり、本事業における安全性確保の考え方の柱となっている。

また、リスクコミュニケーションが成立するためには、情報公開が不可欠である。そこで今回の取り組みにおいては、①市民説明会の積極的な開催、②安全性検討委員会の公



開（傍聴）、③以上に係る資料などの公開（市民への配布、ホームページ掲載など）を徹底した。

いずれも、正確さ及び迅速さが求められ相当の労力を要したが、公開することで、市民をはじめとする関係者との間で、いい意味での緊張感が生まれ本質的な議論ができた。

また、リスクコミュニケーションは双方向性が重要であるため、市民説明会、電子メール、FAXなどによって寄せられた市民からの質問、意見にはすべて回答し、その内容は取りまとめて全面公開した。参考までに、PCBに関するホームページへのアクセス件数は、本年8月末までに32,000件にも達した。

北九州市PCB処理監視委員会



このような取り組みを通じ、当初寄せられていた、「とにかく危なそうだから嫌だ」という声は次第に少なくなり、処理の必要性や本市で処理が行われることの意義などについて、市民の理解が進んだと実感した。

さらに、立地決定を受け、本年2月、「北九州市PCB処理監視委員会」を設置した。
(左写真)

この監視委員会は、安全性検討委員会で提言されたものの一つで、事業者、市、そして市民とのリスクコミュニケーションの場と位置付けている。監視委員会に法的な権限はないが、事業の計画段階では、関係者から事業計画などの説明を受け、操業時では、施設への立入や書類の閲覧を行う。また、必要に

応じ市に対して意見を述べることもできる。

委員は12名で、学識経験者5名、市民代表7名（地元自治会及び女性団体からの推薦者各一名、公募で選出した者5名）で構成されている。

作文により委員を公募したところ、10代から70代まで、さらには社会人、主婦から学生までと幅広い層から54名の応募があり、あらためて、今回の事業に対する市民の関心の高さを感じた。

すでに3回の委員会が公開で開催されており、実際の処理の開始は平成16年の予定であるが、市民が参加したPCB処理事業は実質的にスタートしていると考えている。

3 結語

技術開発や法整備等の処理を取りまく状況が整ったとは言え、30年間進まなかったPCBの処理を、我が国で初めて広域的に行う事業であり、市民が安全性に対し大きな関心を寄せるのは当然である。本市は、フェイルセーフ及びセーフティネットの考え方にに基づき、市民とのリスクコミュニケーションにより、ようやく現在に至ったところであるが、依然として、市民の不安の声が全くないわけではない。

市としては、引き続き市民理解を求めるとともに、環境省、環境事業団、西日本17県などと共同して、安全かつ適正なPCB処理が進むよう努めていく。